

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更
及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に光市及び光地区消防組合を加えること並びにこれに伴い同組合同規約を以下のとおり変更する。

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

別表第 1 中「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削る。

別表第 2 の 2 及び 6 の項中「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削り、同表の 8 の項中「下松市」の次に「、光市」を加え、「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削り、「宇部・阿知須公共下水道組合」の次に「、光地区消防組合」を加え、同表の 11 の項中「、養護老人ホーム秋楽園組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

以上のとおり協議を行った。

平成31年3月27日

● ● ● ● ● 長

●

朱印